**介護予防・日常生活支援総合事業者**

**自主点検表**

**通所介護相当サービス**

|  |  |
| --- | --- |
| 点検年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 事業所名 |  |
| 担当者職・氏名 |  |

| 主眼事項 | チェック | 基準等・通知　等 | 評価 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１の１  　基本方針 | □　指定通所介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとなっているか。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第４２条 | | 適  ・  否 |  |
| 第１の２  　暴力団の排除 | □　運営について、南丹市暴力団排除条例第２条第４号に掲げる暴力団員等の支配を受けていないか。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第３条第５項 | | 適  ・  否 |  |
| 第２  　人員に関する基準  １　通則 | □　指定通所介護相当サービスの「単位」について  　　指定通所介護相当サービスの単位は、指定通所介護相当サービスであってその提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第４３条第５項  　　例えば、次のような場合は２単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある　　◆平１１老企２５第３の六の１（１）①準用  　　ア　指定通所介護相当サービスが同時に一定の距離を置いた２つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合  　　イ　午前と午後で別の利用者に対して指定通所介護相当サービスを提供する場合  　◎　利用者ごとに策定した通所介護相当サービス計画に位置付けられた内容の指定通所介護相当サービスが一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して指定通所介護相当サービスを行うことも可能である。なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意すること。　　◆平１１老企２５第３の六の１（１）①準用  ◎　生活相談員、介護職員及び看護職員又は介護職員の人員配置については、当該職種の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計（以下「勤務延時間数」という。）を提供時間数で除して得た数が基準において定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するよう定められたものであり、必要な勤務延時間数が確保されれば当該職種の従業員の員数は問わないものである。  　　　◆平１１老企２５第３の六の１（１）③準用 | | 適  ・  否 | 通所介護相当サービス  単位数：　　　単位  定員：　　　　　人  定員：　　　　　人 |
| ２　生活相談員 | □　指定通所介護相当サービスの提供日ごとに、指定通所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数となっているか。　　◆市通所介護相当相当サービス基準要綱第４３条第１項第１号  　◎　社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。  　　　◆平１１老企２５第３の六の１（２）準用  　◎　指定通所介護相当サービスの単位の数にかかわらず、次の計算式のとおり指定通所介護相当サービス事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要になるものである。ここでいう提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く。）とする。  　　　◆平１１老企２５第３の六の１（１）④準用  【確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式】  　　提供日ごとに確保すべき勤務延時間数　≧　提供時間数  　例1．1単位の指定通所介護相当サービスを実施している事業所の提供時間数を6時間とした場合、生活相談員の勤務延時間数を、提供時間数である6時間で除して得た数が１以上となるよう確保すればよいことから、従業者の員数にかかわらず６時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。  　例2. 午前９時から正午、午後１時から午後６時の２単位の指定通所介護相当サービスを実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前９時から午後６時（正午から午後１時までを除く。）となり、提供時間は８時間となることから、従業者の員数にかかわらず８時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。  　　　なお、指定通所介護相当サービス事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、指定通所介護相当サービス事業所を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」、「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認したうえで、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができる。  　　　ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものである。 | | 適  ・  否 | 生活相談員  　　　　　　　　人  氏名  資格  うち常勤者  　　　　　　　　人  提供日ごとに  左記計算式を確認  (H24Q&A vol.1 問65) |
| ３　看護職員 | □　指定通所介護相当サービスの単位ごとに、専ら当該サービスの提供に当たる看護職員（看護師又は准看護師）が１以上確保されるために必要と認められる数となっているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第４３条第１項第２号  　◎　看護職員については、指定通所介護相当サービス事業所の従業者により確保することに加え、以下のとおり、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保することも可能である。  　　　ア　指定通所介護相当サービス事業所の従業者により確保する場合  　　　　　提供時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護相当サービスの提供にあたる必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて当該指定通所介護相当サービス事業所と密接かつ適切な連携を図ること。  　　　イ　病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保する場合  　　　　　看護職員が指定通所介護相当サービス事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定通所介護相当サービス事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図ること。  　　　なお、アとイにおける「密接かつ適切な連携」とは、指定通所介護相当サービス事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。  　　　◆平１１老企２５第３の六の１（１）⑥準用 | | 適  ・  否 | 看護職員  　　　　　　　　人  氏名  専従時間以外の連携内容  病院等と連携している場合  ・契約締結：(有・無)  ・利用者の容態急変時  　の連絡体制：(有・無) |
| ４　介護職員 | □　指定通所介護相当サービスの単位ごとに、当該指定通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護相当サービスを提供している時間数（提供単位時間数）で除して得た数が、利用者（当該指定通所介護相当サービス事業者が、指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ指定通所介護相当サービスの事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定通所介護相当サービス、指定通所介護又は指定通所介護相当サービスの利用者。）の数が15人までの場合にあっては１以上、15人を超える場合にあっては、15人を超える部分の利用者の数を５で除して得た数に１を加えた数以上確保されるために必要と認められる数となっているか。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第４３条第１項第３号  **勤務延時間数　≧**  **平均提供単位時間数 × ((利用者数 － 15) / 5 ＋ 1)** | | 適  ・  否 | 介護職員  　　　　　　　　人  うち常勤者  　　　　　　　　人  単位・提供日ごとに  以下を確認  (H24Q&A vol.1 問65)  ※減算規定あり  □　勤務延時間数　≧  平均提供単位時間数×((利用者数-15)/5＋1)  □　常時1名以上確保  されているか。 |
| ５　機能訓練指導員 | □　１以上となっているか。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第４２条第１項第４号  □　日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者となっているか。なお、当該指定通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事することができる。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第４３条第６項  　◎　「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）である。  　　　ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。　　◆平１１老企２５第３の六の１（３）準用 | | 適  ・  否 | 機能訓練指導員  　　　　　　　　人  氏名  資格 |
| ６　常勤職員の確保 | □　生活相談員又は介護職員のうち１人以上は常勤となっているか。  　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第４３条第７項  　◎　同一事業所で複数の単位の指定通所介護相当サービスを同時に行う場合であっても、常勤の従業者は事業所ごとに確保すれば足りるものである。  　　　◆平１１老企２５第３の六の１（１）⑧準用 | | 適  ・  否 | うち常勤従業者  　　　　　　　　人 |
| ７　利用定員が10人以下である場合 | □　上記第２の３及び４の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護相当サービスの単位ごとに、指定通所介護相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数となっているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第４３条第２項  　◎　生活相談員、介護職員及び利用定員が10人以下である場合の看護職員又は介護職員の人員配置については、当該職種の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計（以下「勤務延時間数」という。）を提供時間数で除して得た数が基準において定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するよう定められたものであり、必要な勤務延時間数が確保されれば当該職種の従業員数の員数は問わないものである。　　◆平１１老企２５第３の六（１）③準用  □　生活相談員、看護職員又は介護職員のうち１人以上は、常勤となっているか。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第４３条第７項  　◎　同一事業所で複数の単位の指定通所介護相当サービスを同時に行う場合であっても、常勤の従事者は事業所ごとに確保すれば足りるものである。　　◆平１１老企２５第３の六の１（１）⑧準用 | | 適  ・  否 | 生活相談員  　　　　　　　　人  看護職員及び介護職員  　　　　　　　　　人  うち常勤従業者  　　　　　　　　人  単位・提供日ごとに  以下を確認  □　看護・介護職員勤務時間数合計数　≧  提供単位時間数  □　(看護職員又は介護職員が）常時1名以上確保されているか |
| ８　介護職員等の確保 | □　指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービスの単位ごとに、介護職員（７の場合にあっては、看護職員又は介護職員。６及び９において同じ。）を、常時１人以上当該指定通所介護相当サービスに従事させているか。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第４３条第３項  　◎　介護職員等については、指定通所介護相当サービスの単位ごとに常時１人以上確保することとされているが、これは介護職員等が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものである。  　　　◆平１１老企２５第３の六の１（１）⑤準用 | | 適  ・  否 |  |
| ９　他の単位との兼務 | □　上記第２の２～５及び７の規定にかかわらず、介護職員等は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護相当サービスの単位の介護職員等として従事することができるものとする。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第４３条第４項  　◎　例えば複数の単位の指定通所介護相当サービスを同じ時間帯に実施している場合、単位ごとに介護職員等が常に１人以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能である。  　　　◆平１１老企２５第３の六の１（１）⑤準用 | | 適  ・  否 |  |
| 10　指定通所介護事業者及び指定地域密着型通所介護事業者との兼務 | □　指定通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの各事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の人員に関する基準を満たすことをもって、上記第２の２から９に規定する員数を満たしているものとみなすことができる。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第４３条第８項 | | 適  ・  否 |  |
| 11　管理者 | □　当該事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。  　　ただし、当該事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第４４条 | | 適  ・  否 | 氏名：  兼務：(有・無)  兼務の内容 |
| 第３  　設備に関する基準  １　設備及び備品等 | □　事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第４５条第１項  　◎　事業所とは、指定通所介護相当サービスを提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。原則として一の建物につき、一の事業所とするが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の従業者が当該既存施設に出向いて指定通所介護相当サービスを提供する場合については、これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用する。　◆平１１老企２５第３の六の２（１）準用  　　※　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。  　　　◆平１１老企２５第３の六の２（３）準用  □　専ら当該事業の用に供するものとなっているか。  　　ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合はこの限りでない。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第４５条第３項  □　指定通所介護相当サービス事業者が、事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護相当サービス以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に南丹市長に届け出るものとする。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第４５条第４項 | | 適  ・  否 | 宿泊サービスの実施：  （有・無） |
| ２　設備の基準 | □　食堂及び機能訓練室  　　それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっているか。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、食堂及び機能訓練室は同一の場所とすることができる。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第４５条第２項第１号  　◎　指定通所介護相当サービスが原則として同時に複数の利用者に対し介護を提供するものであることに鑑み、狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきものではない。ただし、指定通所介護相当サービスの単位をさらにグループ分けして効果的なサービスの提供が期待される場合はこの限りではない。  　　　◆平１１老企２５第３の六の２（２）  　◎　指定通所介護相当サービス事業所と指定居宅サービス事業所等を併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、設備基準上両方のサービスに規定があるものは共用が可能である。ただし指定通所介護相当サービス事業所の機能訓練室等と、指定通所介護相当サービス事業所と併設の関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースについて共用する場合にあっては、以下の条件に適合することをもって、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。　　◆平１１老企２５第３の六の２（４）  　　　ア　当該部屋等において指定通所介護相当サービス事業所の機能訓練室等と指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること。  　　　イ　指定通所介護相当サービス事業所の機能訓練室等として使用される区分が、指定通所介護相当サービス事業所の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たすこと。  　　※　玄関、廊下、階段、送迎車両など、基準上は規定がないが、設置されるものについても、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が可能である。  　　　　設備を共用する場合、基準第33条第２項により、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならないと定められているが、衛生管理等に一層努めること。  □　相談室  　　遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されているか。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第４５条第２項第２号 | | 適  ・  否 | ３㎡×利用定員＝  　　　　　　　　　㎡  現面積＝  　　　　　　　　　㎡  遮へい物等でプライバシー確保しているか |
| ３　通所介護事業との兼用 | □　指定通所介護相当サービス事業者が、指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ指定通所介護相当サービスの事業と指定通所介護事業又は指定地域密着型通所介護事業とが同一の事業所において、一体的に運営されている場合については、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の設備に関する基準を満たすことをもって、上記第３の１及び２に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第４５条第５項 | | 適  ・  否 |  |
| 第４  　運営に関する基準  １　内容及び手続の説明及び同意 | □　サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、通所介護相当サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第８条第１項準用  　◎　記載すべき事項は以下のとおり。　◆平１１老企２５第３の一の３（２）準用  　　ア　運営規程の概要  　　イ　通所介護相当サービス従業者の勤務体制  　　ウ　事故発生時の対応  　　エ　苦情処理の体制  　　オ　提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等  　※　利用申込者又はその家族から申出があった場合には、文書の交付に代えて電磁的方法により提供することも可。    □　同意は書面によって確認しているか。（努力義務）  　　　◆平１１老企２５第３の一の３（２）準用 | | 適  ・  否 | 苦情申立窓口に以下の記載が漏れないか  □通常の事業の実施地域に係る市町村(高齢福祉課又は各支所)  □国民健康保険団体連合会  運営規程と不整合がないか  □職員の員数  □営業日・営業時間  □通常の事業の実施地域  □利用料・その他費用 |
| ２　電磁的方法 | □　指定通所介護相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第４の１の規定による文書の交付に代えて、次項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この項目において「電磁的方法」という。)により提供しているか。  　　この場合において、当該指定通所介護相当サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。　　市通所介護相当サービス基準要綱第８条第２項準用  　(1)　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの  　　ア　指定通所介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法  　　イ　指定通所介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定通所介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)  　(2)　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法  　◎　「電子情報処理組織」とは、指定通所介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。  　　　市通所介護相当サービス基準要綱第８条第４項準用  □　上記の方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものであるか。  　　　市通所介護相当サービス基準要綱第８条第３項準用  □　指定通所介護相当サービス事業者は、市通所介護相当サービス基準要綱第８条第２項により同１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。　　市通所介護相当サービス基準要綱第８条第５項準用  　(1)　市通所介護相当サービス基準要綱第８条第２項各号に規定する方法のうち指定通所介護相当サービス事業者が使用するもの  　(2)　ファイルへの記録の方式  □　市通所介護相当サービス基準要綱第８条第５項の規定による承諾を得た指定通所介護相当サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、同第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしていないか。  　　ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同５項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。　　市通所介護相当サービス基準要綱第８条第６項準用 | | 適  ・  否 |  |
| ３　提供拒否の禁止 | □　正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第９条準用  　◎　サービス提供を拒む場合の正当な理由とは、次の場合である。  　　　◆平１１老企２５第３の一の３（３）準用準用  　　①　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合  　　②　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合  　　③　その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 | | 適  ・  否 | 事例：(有・無) |
| ４　サービス提供困難時の対応 | □　通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センター等への連絡、適当な他の指定通所介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第１０条準用 | | 適  ・  否 | 地域外からの申込例：(有・無) |
| ５　受給資格等の確認 | □　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証、負担割合証によって、被保険者資格、要支援認定又は事業対象者該当の有無及び要支援認定の有効期間、負担割合を確かめているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第１１条第１項準用  □　被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮してサービスを提供するよう努めているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第１１条第２項準用 | | 適  ・  否 | 記載例：(有・無) |
| ６　要支援認定の申請に係る援助 | □　サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第１２条第１項準用  □　介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第１２条第２項準用 | | 適  ・  否 | 事例：(有・無)  事例：(有・無) |
| ７　心身の状況等の把握 | □　サービスの提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第１３条準用 | | 適  ・  否 |  |
| ８　地域包括支援センター等との連携 | □　サービスを提供するに当たっては、地域包括支援センター等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第１４条第１項準用  □　サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第１４条第２項準用 | | 適  ・  否 |  |
| ９　第１号事業支給費の支給を受けるための援助 | □　サービスの提供の開始に際し、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画等の作成を地域包括支援センター等に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、第１号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明するとともに、地域包括支援センターに関する情報を提供することその他の第１号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行っているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第１５条準用 | | 適  ・  否 | 事例：(有・無) |
| 10　介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供 | □　介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供しているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第１６条準用 | | 適  ・  否 |  |
| 11　介護予防サービス計画等の変更の援助 | □　利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行っているか。  　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第１７条準用  　◎　サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には、支給限度額内で介護予防サービス計画等を変更する必要がある旨の説明を行い、その他必要な援助を行うこと。　　　◆平１１老企２５第３の一の３（８）準用 | | 適  ・  否 |  |
| 12　サービスの  　提供の記録 | □　サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第１号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第１９条第１項準用  　◎　利用者の介護予防サービス計画又はサービス利用票等に記載すべき事項　　　◆平１１老企２５第３の一の３（１０）①準用  　　ア　サービスの提供日  　　イ　内容  　　ウ　第１号事業支給費の額  　　エ　その他必要な事項  □　サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第１９条第２項準用  　◎　記録すべき事項　　◆平１１老企２５第３の一の３（１０）②準用  　　ア　サービスの提供日　※サービス開始及び終了時刻含む。  　　イ　内容  　　ウ　利用者の心身の状況  　　エ　その他必要な事項  　◎　その他適切な方法とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。　　◆平１１老企２５第３の一の３（１０）②準用 | | 適  ・  否 | 個人記録の確認 |
| 13　利用料等 1  　の受領  2  3  4  5  6  7 | □　法定代理受領サービスに該当する指定通所介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護相当サービスに係る第１号事業支給費用基準額から当該事業者に支払われる第１号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けているか。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第４６条第１項  □　法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護相当サービスに係る第１号事業支給費用基準額との間に不合理な差額が生じていないか。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第４６条第２項  　◎　一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならない。　　◆平１１老企２５第３の一の３（１１）②準用  □　上記の支払を受ける額のほか、利用者から受けることができる以下の費用の額以外の額の支払を受けていないか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第４６条第３項  　ア　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住す　　る利用者に対して行う送迎に要する費用  　イ　食事の提供に要する費用  　ウ　おむつ代  　エ　ア～ウに掲げるもののほか、指定通所介護相当サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用  　◎　保険給付となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の徴収は認められない。　　◆平１１老企２５第３の六の３（１）②準用  　◎　オの費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱うこと。　◆平１２老企５４号  □　上記のイの費用については、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」の定めるところによる。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第４６条第４項  □　ア～エの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第４６条第５項  　※　当該同意については、利用者等及び事業者双方の保護の立場から、当該サービスの内容及び費用の額を明示した文書に、利用者の署名を受けることにより行うものとする。  　　　この同意書による確認は、利用申込時の重要事項説明に際して包括的な同意を得ることで足りるが、以後当該同意書に記載されていない日常生活費等について別途受領する必要が生じたときはその都度、同意書により確認するものとする。  　※　上記アからエに掲げる費用に係るサービス以外のもので、個人の希望を確認した上で提供されるものについても、同様の取扱いが適当である。　　◆平１２老振７５、老健１２２連番  □　サービス提供に要した費用につき、その支払を受ける際、次の領収証を交付しているか。　　◆法第４１条第８項準用  □　領収証には、サービス提供について支払を受けた費用の額のうち、利用者負担額、食事の提供に要した費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。　　◆施行規則第６５条 | | 適  ・  否 | 償還払：(有・無)  その他利用料の内容  ・  ・  ・ |
| 14　保険給付の請求のための証明書の交付 | □　法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第２１条準用 | | 適  ・  否 | 事例：(有・無) |
| 15　利用者に関する市への通知 | □　利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しているか。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第２３条準用  　①　正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援等の状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。  　②　偽りその他不正な行為によって第１号事業支給費を受け、又は受けようとしたとき。 | | 適  ・  否 | 事例：(有・無) |
| 16　緊急時等の対応 | □　現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第２４条準用 | | 適  ・  否 | マニュアル：(有・無) |
| 17　管理者の責務 | □　管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービス利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。　　◆市通所介護相当サービス基準第４７条第１項  □　管理者は、当該事業所の従業者に、本主眼事項第４の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準第４７条第２項 | | 適  ・  否 |  |
| 18　運営規程 | □　事業所ごとに、以下の事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。　　◆市通所介護相当サービス基準第４８条  ア　事業の目的及び運営の方針  イ　従業者の職種、員数及び職務の内容  　　※　置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。　　◆平１１老企２５第３の一の３（１９）①準用  ウ　営業日及び営業時間  エ　サービスの利用定員  　　※　同時にサービスを受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。  　オ　サービスの内容及び利用料その他の費用の額  　　※　「サービスの内容」については、入浴、食事の有無等のサービスの内容を指すものであること。  　カ　通常の事業の実施地域  　　※　客観的にその区域が特定されるものとする。  　キ　サービス利用に当たっての留意事項  　　※　利用者がサービスの提供を受ける際に利用者側が留意すべき事項（機能訓練室を利用する際の注意事項等）を指すものであること。  　ク　緊急時等における対応方法  　ケ　非常災害対策  　　※　非常災害に関する具体的計画を指すものであること。  　コ　虐待防止のための措置に関する事項  　※　虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。  　　　◆平１１老企２５第３の一の３（１９）⑤準用  サ　その他運営に関する重要事項 | | 適  ・  否 | 重要事項説明書と不整合がないか  □職員の員数  □営業日・営業時間  □通常の事業の実施地域  □利用料・その他費用 |
| 19　勤務体制の確保等 | □　利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第４９条第１項  　◎　原則として月ごとの勤務表を作成し、サービス従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。　　　◆平１１老企２５第３の六の３（５）①準用  □　事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか。  ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第４９条第２項  　◎　調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものである。  　　　　◆平１１老企２５第３の六の３（５）②準用  □　従業者の資質向上のために、研修の機会を確保しているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第４９条第３項  □　その際、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるよう努めているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第４９条第３項  　◎　３年間の経過措置を設けており、令和６年３月３１日までの間は、努力義務とされている。　　◆平１１老企２５第３の二の３（６）③準用  　◎　新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者に対する義務付けの適用については、採用後１年間を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする（この場合についても、令和６年３月３１日までは努力義務で差し支えない）。  　　　◆平１１老企２５第３の二の３（６）③準用  □　適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第４９条第４項  　◎　事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。  　　ア　事業主が講ずべき措置の具体的な内容  　　　・職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。  　　　・相談（苦情を含む。）に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。  　　　なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、中小企業（資本金5000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業）は令和４年４月１日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされている。  　　イ　事業主が講じることが望ましい取組  　　　　パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として以下が規定されている。  　　　・相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  　　　・被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）  　　　・被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）  　　　◆平１１老企２５第３の一の３（２１）④準用 | | 適  ・  否 | 委託業務：(有・無)  あれば内容及び委託先  ハラスメントの取組  ハラスメント対策の実施【　有　・　無　】  カスタマーハラスメント対策の実施  【　有　・　無　】 |
| 20　業務継続計画の策定等 | □　感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じているか。  　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第２８条の２第１項準用  　◎　感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならない。  　　　◆平１１老企２５第３の六の３（6）①準用  　◎　業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うこととしても差し支えない。  　　　◆平１１老企２５第３の六の３（6）①準用  　◎　感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、すべての従業者が参加できるようにすることが望ましい。  　　　◆平１１老企２５第３の六の３（6）①準用  　◎　３年間の経過措置を設けており、令和６年３月３１日までの間は、努力義務とされている。　　　◆平１１老企２５第３の六の３（6）①準用  　◎　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については、実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。  　　　ア　感染症に係る業務継続計画  　　　　・平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）  　　　　・初動対応  　　　　・感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）  　　　イ　災害に係る業務継続計画  　　　　・平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）  　　　　・緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）  　　　　・他施設及び地域との連携  　　　◆平１１老企２５第３の六の３（6）②準用  □　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第２８条の２第２項準用  　◎　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。  　　　◆平１１老企２５第３の六の３（6）③準用  　◎　職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。　　◆平１１老企２５第３の六の３（6）③準用  　◎　研修の実施内容についても記録すること。  　　　◆平１１老企２５第３の六の３（6）③準用  　◎　感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。　　◆平１１老企２５第３の六の３（6）③準用  　◎　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとする。  　　　◆平１１老企２５第３の六の３（6）④準用  　◎　感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。　　◆平１１老企２５第３の六の３（6）④準用  　◎　災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。  　　　◆平１１老企２５第３の六の３（6）④準用  　◎　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。　　◆平１１老企２５第３の六の３（6）④準用  □　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第２８条の２第３項準用 | |  | 業務継続計画：  （有・無）  〈内容〉  ・感染症（有・無）  ・災　害（有・無）  研修の実施（有・無）  【実施日】  　　年　　月　　日  訓練の実施（有・無）  【実施日】  　　年　　月　　日 |
| 21　定員の遵守 | □　災害その他のやむを得ない事情がある場合を除いて、利用定員を超えてサービスの提供を行っていないか。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第５０条 | | 適  ・  否 |  |
| 22　非常災害対策 | □　非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第５１条第１項  　◎　非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めるものである。　　◆平１１老企２５第３の六の３（７）①準用  　◎　「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。  　　　　◆平１１老企２５第３の六の３（７）①準用  　◎　この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあってはその者に行わせること。  　　　また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせること。  　　　◆平１１老企２５第３の六の３（７）①準用  □　訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第５１条第２項  　◎　避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたもの。  　　　◆平１１老企２５第３の六の３（７）②準用  　◎　日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めること。  　　　◆平１１老企２５第３の六の３（７）②準用  　◎　訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。  　　　◆平１１老企２５第３の六の３（７）②準用 | | 適  ・  否 | 計画：(有・無)  <内容>  ・消　防（有・無）  ・風水害（有・無）  ・地震等（有・無）  訓練実施記録の確認  （年2回以上実施）  【実施日】  　年　　月　　日  　年　　月　　日 |
| 23　衛生管理等 | □　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第５２条第１項  □　当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように以下の措置を講じているか。　◆市通所介護相当サービス基準要綱第５２条第２項  　　ア　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。  　　イ　感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。  　　ウ　従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しているか。  　◎　食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。　　◆平１１老企２５第３の六の３（８）①イ準用  　◎　特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。　　◆平１１老企２５第３の六の３（８）①ロ準用  　◎　空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。  　　　◆平１１老企２５第３の六の３（８）①ハ準用  　◎　感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、次の取扱いとすること。  　　　ア　感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会  　　　　・当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。  　　　　・構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。  　　　　・感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。  　　　　・感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。  　　　　・感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。  　　　　・他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。  　　　イ　感染症の予防及びまん延の防止のための指針  　　　　・「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。  　　　　・平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。  　　　　・発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要。  　　　ウ　感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練  　　　　・従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。  　　　　・職員教育を組織的に浸透させていくためには、定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策の研修を実施することが望ましい。  　　　　・研修の内容について記録することが必要。  　　　　・研修は、事業所内で行うものでも差し支えなく、事業所の実態に応じ行うこと。  　　　　・平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要。  　　　　・訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。  　　　　・訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。  　　　◆平１１老企２５第３の六の３（８）②  　◎　他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。  　　　◆平１１老企２５第３の六の３（８）②  　◎　３年間の経過措置を設けており、令和６年３月３１日までの間は、努力義務とされている。　　◆平１１老企２５第３の六の３（８）② | | 適  ・  否 | 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会  【開催日】  　　年　　月　　日  　　年　　月　　日  【開催方法】  【周知方法】  【指針の有無】有・無  研修及び訓練の開催頻度（年１回以上） |
| 24　掲示 | □　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所介護相当サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。  　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第３０条第１項準用  □　上記に規定する事項を重要記載した書面を事業所に備え付け、かつ、いつでも関係者に自由に閲覧させることにより、上記の規定による掲示に代えることができる。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第３０条第２項準用 | | 適  ・  否 |  |
| 25　秘密保持等 | □　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第３１条第１項準用  □　事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第３１条第２項準用  　◎　具体的には、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをしておくなどの措置を講ずべきこと。  　　　◆平１１老企２５第３の一の３（２５）②準用  　※　予め違約金の額を定めておくことは労働基準法第16条に抵触するため、違約金について定める場合には、現実に生じた損害について賠償を請求する旨の定めとすること。  □　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第３１条第３項準用  　◎　この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。　　◆平１１老企２５第３の一の３（２５）③準用 | | 適  ・  否 |  |
| 26　広告 | □　事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第３２条準用 | | 適  ・  否 | 広告：(有・無) |
| 27　地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止 | □　地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第３３条準用 | | 適  ・  否 |  |
| 28　苦情処理 | □　提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第３４条第１項準用  　◎　具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。  　　　◆平１１老企２５第３の一の３（２８）①準用  □　苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第３４条第２項準用  　◎　苦情がサービスの質の向上を図るうえでの重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うこと。　◆平１１老企２５第３の一の３（２８）②準用  □　提供したサービスに関し、法第115条45の７第１項の規定により市が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じているか。  　　また、利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第３４条第３項準用  □　市からの求めがあった場合には、上記の改善の内容を市に報告しているか。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第３４条第４項準用  □　提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第１項第３号の調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第３４条第５項準用  □　国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、上記の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第３４条第６項準用 | | 適  ・  否 | マニュアル：(有・無)  相談窓口及び担当者名  苦情の事例：(有・無)  直近事例  　　　年　　月  事例：(有・無)  直近事例  　　　年　　月  事例：(有・無)  直近事例  　　　年　　月 |
| 29　地域との連携 | □　指定通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第５２条の２第１項  □　指定通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した通所介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第５２条の２第２項  　◎　市町村が実施する事業には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。　　◆平１１老企２５第３の六の３（９）②準用  □　指定通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して通所介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても通所介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第５２条の２第３項 | | 適  ・  否 |  |
| 30　事故発生時の対応 | □　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第５３条第１項  　◎　事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましい。　　◆平１１老企２５第３の六の３（１０）①準用  □　事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しているか。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第５３条第２項  　◎　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止対策を講じること。　　◆平１１老企２５第３の六の３（１０）③準用  □　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第５３条第３項  　◎　損害賠償保険に加入又は賠償資力を有することが望ましい。  　　　◆平１１老企２５第３の六の３（１０）②準用  □　夜間及び深夜に指定通所介護相当サービス以外のサービス（市通所介護相当サービス基準要綱第45条第4項）の提供により事故が発生した場合は、上記に準じた必要な措置を講じているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第５３条第４項 | | 適  ・  否 | マニュアル：(有・無)  事故の発生：  (有・無)  ヒヤリハット：  (有・無)  賠償保険加入：  （有・無）  保険名： |
| 31　虐待の防止 | □　虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第３６条の２準用  　ア　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っているか。  　イ　虐待防止のための指針を整備しているか。  　ウ　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。  　エ　上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。  　◎　利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。  　　　◆平１１老企２５第３の一の３（３１）準用  　　　ア　虐待の未然防止  　　　　　高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要がある。  　　　イ　虐待等の早期発見  　　　　　従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。  　　　ウ　虐待等への迅速かつ適切な対応  　　　　　虐待が発生した場合は、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めること。  　◎　３年間の経過措置を設けており、令和６年３月３１日までの間は、努力義務とされている。　　◆平１１老企２５第３の一の３（３１）準用  　◎　委員会は、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確化するとともに、定期的に開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。　　◆平１１老企２５第３の一の３（３１）①準用  　◎　委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。　◆平１１老企２５第３の一の３（３１）①準用  　◎　委員会は、具体的には、次の事項について検討する。その際、そこで得た結果（虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。　　◆平１１老企２５第３の一の３（３１）①準用  　　　ア　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること  　　　イ　虐待の防止のための指針の整備に関すること  　　　ウ　虐待の防止のための職員研修の内容に関すること  　　　エ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること  　　　オ　従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること  　　　カ　虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること  　　　キ　カの再発の防止策を講じた際に、効果についての評価に関すること  　◎　指針には次の項目を盛り込むこととする。  　　　◆平１１老企２５第３の一の３（３１）②準用  　　　ア　事業所における虐待の防止に関する基本的な考え方  　　　イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  　　　ウ　虐待防止のための職員研修に関する基本方針  　　　エ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針  　　　オ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項  　　　カ　成年後見制度の利用支援に関する事項  　　　キ　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項  　　　ク　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項  　　　ケ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項  　◎　職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年１回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施することが重要。　　◆平１１老企２５第３の一の３（３１）③準用  　◎　研修の実施内容についても記録することが必要である。  　　　◆平１１老企２５第３の一の３（３１）③準用  　◎　研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。  　　　◆平１１老企２５第３の一の３（３１）③準用  　◎　虐待を防止するための措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。  　　　◆平１１老企２５第３の一の３（３１）④準用 | | 適  ・  否 | 委員会：（有・無）  指　針：（有・無）  研　修：（有・無）  実施日  　　年　　月　　日  担当者： |
| 32　会計の区分 | □　事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所介護相当サービス事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第３７条準用  □　具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」に沿って適切に行われているか。　　◆平１１老企２５第３の一の３（３２）準用、◆平１３老振１８ | | 適  ・  否 |  |
| 33　記録の整備 | □　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第５４条第１項  □　利用者に対するサービスの提供に関する以下の諸記録を整備し、その完結の日から５年間保存しているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第５４条第２項  ア　通所介護相当サービス計画  イ　本主眼事項第４の12に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録  ウ　本主眼事項第４の15に規定する市への通知に係る記録  エ　本主眼事項第４の28に規定する苦情の内容等の記録  オ　本主眼事項第４の30に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録 | | 適  ・  否 | 市条例により５年間保存であることに留意 |
| 第５  　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  １　指定通所介護相当サービスの基本取扱方針 | □　利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。◆市通所介護相当サービス基準要綱第５６条第１項  □　自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第５６条第２項  　◎　提供されたサービスについては、通所介護相当サービス計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図ること。  　　　◆平１１老企２５第３の六の３（３）⑤  □　サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第５６条第３項  □　利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第５６条第４項  □　サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第５６条第５項 | | 適  ・  否 | 自主点検：（有・無）  直近の点検  　　　年　　　月 |
| ２　具体的取 1  扱扱方針  2  3  4  5  6  7  8  9  10  11  12 | □　サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第５７条第１項第１号  □　管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所介護相当サービス計画を作成しているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第５７条第１項第２号  □　通所介護相当サービス計画は、既に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第５７条第１項第３号  　◎　通所介護相当サービス計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は当該通所介護相当サービス計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更すること。　　◆平１１老企２５第３の六の３（３）③  □　管理者は、通所介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第５７条第１項第４号  □　管理者は、通所介護相当サービス計画を作成した際には、当該通所介護相当サービス計画を利用者に交付しているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第５７条第１項第５号  □　サービスの提供に当たっては、通所介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第５７条第１項第６号  □　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第５７条第１項第７号  □　サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。  　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第５７条第１項第８号    □　管理者は、通所介護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも１月に１回は、当該通所介護相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該通所介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は当該通所介護相当サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行っているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第５７条第１項第９号  □　管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告しているか。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第５７条第１項第１０号  □　管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所介護相当サービス計画の変更を行っているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第５７条第１項第１１号  □　1から10までの規定は、11に規定する通所介護相当サービス計画の変更について準用する。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第５７条第１項第１２号 | | 適  ・  否 | 主な計画作成者  交付したことを確認できる記録  →＜有・無＞  評価・実施状況の記録  →＜有・無＞ |
| ３　指定通所介護相当サービスの提供に当たっての留意点 | □　サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第５８条第１項第１号  □　運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとしているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第５８第１項第２号  □　サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮しているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第５８第１項第３号 | | 適  ・  否 |  |
| ４　安全管理体  　制等の確保 | □　サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第５９条第１項  □　サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めているか。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第５９条第２項  □　サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めているか。　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第５９条第３項  □　サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。  　　　◆市通所介護相当サービス基準要綱第５９条第２項 | | 適  ・  否 | マニュアル：(有・無)  具体的な予防策 |
| ５　変更の届出等 | □　事業所の名称及び所在地その他施行規則で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該事業を再開したときは、10日以内に、その旨を南丹市長に届けているか。  □　当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を南丹市長に届けているか。 | | 適  ・  否 |  |

　※「厚令」とは、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日　厚生省令第37号）を指します。

　※「老企」とは、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日　老企第25号）を指します。[＝解釈通知]

　※「市通所介護相当サービス基準要綱」とは、「南丹市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第１号事業の人員、設備及び運営並びに指定第１号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱」（平成29年3月14日　南丹市告示第52号）を指します。